

島根県報

第一、四五九号

平成十五年四月八日

(火曜日)

告 示 目 次

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業振興課)	一
県営土地改良事業計画の決定(二件)	(農村整備課)	一
換地計画書の縦覧	"	二
公有水面埋立ての竣功認可	(漁港課)	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	三
公 告		
建設業法の規定に基づく営業の停止(二件)	(管 理 課)	五
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	六
開発行為に関する工事の完了	"	七
都市計画変更の図書の縦覧	(下水道推進課)	七

告 示

示

島根県告示第三百六十九号

農業近代化資金の利子補給率(平成十一年島根県告示第九百十三号)の一部を次のように改正し、平成十五年三月十九日から適用する。

平成十五年三月十九日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和三十七年島根県規則第一号)第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十五年四月八日

島根県知事 澄 田 信義
表中「年〇・四五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改める。

島根県告示第三百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第五項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らねたい。
平成十五年四月八日

島根県知事 澄 田 信義

一 縦覧に供する書類の名称

浜八島地区用排水施設事業(県営土地改良総合整備事業)計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第三百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第五項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らねたい。

平成十五年四月八日

島根県知事 澄 田 信義

一 縦覧に供する書類の名称

浜八島地区農道事業(県営土地改良総合整備事業)計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第三百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二條第一項の規定に基づき、三条資格者施行申請人代表から姉垣内地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二條の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八條第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるべし。

平成十五年四月八日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年四月八日から二十一日間

三 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第三百七十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月八日

島根県知事 澄田信義

一 竣功認可の年月日

平成十五年三月三十一日

二 竣功認可を受けた者

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡都万村大字津戸字小畑一三〇三番地四地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、の点との点とを結び、平成十年の「秋分の日(九月二十三日)」の満潮位(C・D・L+〇・六〇九)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

の地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャ

グリ隠岐シャグリ灯標(北緯三三度〇九分三三秒、東経一三三度一四分四

三秒)「から二七度二分一九秒、一、四六五・五〇mの地点

の地点 の地点から二五四度四分一五秒、六・五一mの地点

の地点 の地点から三四四度四分一八秒、三・一〇mの地点

の地点 の地点から二五四度四分一四秒、三三・八一mの地点

の地点 の地点から三四四度四分一八秒、四六・九〇mの地点

の地点 の地点から七四度四分一六秒、四〇・三三mの地点

(3) 面積

一、九一〇・五五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 免許の年月日及び番号

平成十二年二月二十九日 漁港第二五号の三

六 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課 隠岐支庁水産局及び都万村役場

島根県告示第三百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年四月八日

島根県知事 澄田信義

一 区域の名称 白井2

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線により囲まれた区域

郡市町村	大字	字	地番	標柱番号
安来	切川	白井	二二二番一	一号
			二二四〇番一	二号
			一一六八番一〇	三号
			二二五五番一	四号
			二二五七番一	五号
		大檀山	一七七〇番一	六号
			一七七一番一	七号
			一七七二番一	八号
			一七七四番一	九号
			一七七五番一	十号
			一七七七番一	十一号
			一七八〇番一	十二号

一 区域の名称 光
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線により囲まれた区域

郡市町村	大字	字	地番	標柱番号
大原	大東	大東	一五二〇番三	一号
			二二二〇番三	二号から四号まで
			二二二二番	五号及び六号
			一四九六番	七号から十号まで
			一五〇七番一	十一号

一 区域の名称 雨川下

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十六号までを順次に結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線により囲まれた区域

郡市町村	大字	字	地番	標柱番号
仁多	横田	鉢林	八六四番一	一号及び二号
			一四三五番一	三号
			八六三番一	四号
			一四三五番一	五号
			一四三五番六	六号及び七号
			一四三五番一	八号及び九号
		鉄穴鉢	八五六番一	十号から十六号まで
		横谷	一四三〇番一	十七号及び十八号
		鉢林	一四三五番一	十九号から二十三号まで
			一四三五番二	二十四号から二十六号まで

一 区域の名称 末広西
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	大田	町村	大田	大字	字	地番	標柱番号
	大田		大田		城平	口五五六番一	一号
					岡ノ前	口三七七番一	二号及び三号
					城平	口一四八六番一	四号から九号まで
						口五五三番一	十号及び十一号
						口五五八番一	十二号及び十三号
	大田町					八三三番	十四号
						八三四番一	十五号
	城平					口五五六番	十六号から十八号まで

一 区域の名称 上井田
 二 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	大田	町村	井田	大字	字	地番	標柱番号
						イ四三三番一	一号
						イ九七二番一	二号から三号まで
						イ九七〇番一	四号から六号まで
						イ三二六番五	七号
						イ三二〇番一	八号
						イ三二四番四	九号
						イ三三三番一	十号
						先道路敷	
						イ四二四番一	十一号
						イ四三三番一	十二号

一 区域の名称 稲荷町(追加)
 二 土地の表示

昭和六十二年四月十四日島根県告示第五百二十一号で指定した標柱一号と十三号を結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱十四から十七号まで順次に結んだ線、標

柱一号と十七号を結んだ線及び標柱十三号と十四号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	大田	町村	大田	大字	字	地番	標柱番号
						一〇一九番八	十四号
						一〇一九番六	十五号
						二二二番一	十六号及び十七号

一 区域の名称 森原
 二 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次に結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	大田	町村	八神	大字	字	地番	標柱番号
						五八一番一	一号から四号まで
						五七九番	五号
						五七八番一	六号
						五七七番	七号及び八号
						五七六番一〇	九号及び十号
						五七六番一四	十一号
						一八四番一	十二号
						一八七番一	十三号
						七四三番	十四号
						七二七番	十五号
						一九一番三	十六号
						一九一番四	十七号
						七一九番	十八号
						七二八番	十九号
						一九三番	二十号

一 区域の名称 鳥井
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次に結んだ線及び標柱一

号と十七号を結んだ線により囲まれた区域

郡	鹿足	町	津和野	大字	高峰	字	梅木田	地番	一五一六番	標柱番号	一号
							尾寄		一九六九番		二号
							山吹		一九六〇番		三号
							背戸山		一九七二番一		四号
							豎畑		一九七四番五		五号及び六号
									一九七四番一		七号及び八号
							背戸山		一九七五番一		九号及び十号
							カケ口		一五七〇番一		十一号
							長左工門		一五六七番一		十二号
							屋敷				
							オモン屋		一五六六番内一		十三号
							敷				
							善六屋敷		一五六四番一		十四号
							背戸		一五六二番一		十五号
							八王寺屋		一五五七番		十六号
							敷				
							山根		一五五五番		十七号

- 一 区域の名称 千原
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

郡	鹿足	町	津和野	大字	寺田	字	桑原	地番	一一二六番一	標柱番号	一号
									一一二二番一		二号
							家ノ後		一五二四番		三号
							下千原		一一〇五番一		四号及び五号
							溝上		一一〇七番一		六号
							桑原		一一二五番一		七号

公 告

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定に基づき、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月八日

島根県知事 澄田信義

一 処分をした年月日

平成十五年三月三十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

1 処分を受けた者の商号

佐藤産業 株式会社

2 主たる営業所の所在地

仁多郡仁多町三成四四・四

3 代表者の氏名

佐藤 道子

4 許可番号

島根県知事許可（般・十二）第五九四六号

三 処分の内容

1 停止を命ずる営業の範囲

土木一式工事の営業のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公

共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令

第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの。

(2) その建設費について国又は地方公共団体の補助金等に交付を受けているもの（1）

に該当するものを除く。）

（「補助金等」とは、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第二条第一項

に規定する補助金及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の

交付する給付金でこれらに類するものをいう。）

2 期間

平成十五年四月七日から平成十五年四月二十一日まで

四 処分の原因となった事実

建設業法違反

(下請契約の締結の制限及び一括下請負の禁止違反)

「佐藤産業株式会社」は、土木工事業について、島根県知事から一般建設業の許可しか得ていないにもかかわらず、建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上である下請負契約を締結していた。また、「株式会社佐藤工務所」に一括して工事を請け負わせており、建設業法第二十二条第一項に違反していた。

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定に基づき、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月八日

島根県知事 澄 田 信義

一 処分をした年月日

平成十五年三月三十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

1 処分を受けた者の商号

株式会社 佐藤工務所

2 主たる営業所の所在地

仁多郡仁多町三成四四四・一八

3 代表者の氏名

佐藤 慎一

4 許可番号

島根県知事許可(般・十四)第四五八号

三 処分の内容

1 停止を命ずる営業の範囲

土木一式工事業の営業のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者であるもの。

(2) その建設費について国又は地方公共団体の補助金等に交付を受けているもの(1)に該当するものを除く。)

(「補助金等」とは、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。)

2 期間

平成十五年四月七日から平成十五年四月二十一日まで

四 処分の原因となった事実

建設業法違反

(下請契約の締結の制限及び一括下請負の禁止違反)

「株式会社佐藤工務所」は、土木工事業について、島根県知事から一般建設業の許可しか得ていない「佐藤産業株式会社」から、建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上である下請負契約を受注していた。また、「佐藤産業株式会社」から工事を一括して請け負っており、建設業法第二十二条第二項に違反していた。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月八日

島根県知事 澄 田 信義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)用途地域

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
平成十五年四月八日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

江津市都野津町一五番地一 外二筆

面積 四、三四二・〇三平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

江津市二宮町神主八一番地一二

株式会社 日本海コンサルタント 代表取締役 原 剛三

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年四月八日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画下水道

玉湯町公共下水道

二 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

平成十五年四月八日印刷
平成十五年四月八日発行

毎週火・金曜日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江
市学
園南
町
松島
陽根
印刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)